焼津市告示第170号

令和5年度焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱を次のように定める。

令和5年5月16日

焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、地震発生時における転倒若しくは落下のおそれのある家 具又はこれに類するもの(以下「家具等」という。)の転倒若しくは落下による 被害の軽減を図るため、家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業(以下 「サービス」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。 (サービス内容等)
- 第2条 サービスは、市民が現に居住している住宅内の家具等の転倒又は落下 を防止するための器具(以下「転倒・落下防止器具」という。)の取付けとする。
- 2 取り付ける転倒・落下防止器具の数量は、1世帯当たり3組以内とする。
- 3 転倒・落下防止器具の取付け費用に係る補助の上限は、転倒・落下防止器 具1組当たり7千円とする。
- 4 当該年度においてこの要綱によるサービスを受けられる回数は、1世帯に つき1回限りとする。

(対象者)

- 第3条 サービスを受けることができる者は、市内に居住する65歳以上の者の みで構成される世帯に属するものとする。ただし、令和4年度以前に告示さ れた焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱の規定によ るサービスを、複数回受けた世帯に属していた者を除く。
- 2 既に他の法令等による国又は他の地方公共団体の助成を受けた世帯に属する者及び過去に焼津市から転倒・落下防止器具の取付けに係る補助金の交付を受けた世帯に属した者にあっては、この要綱によるサービスの実施の対象としない。

(事業の委託)

第4条 市長は、サービスの実施を適当と認める者(以下「事業者」という。) に委託するものとする。

(申請等)

第5条 サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、焼津市家具 等転倒・落下防止器具取付サービス利用申請書(第1号様式)により、令和 6年1月31日までに市長に申請しなければならない。 2 自己の所有に係る住宅以外の住宅に居住する者が申請をする場合は、当該 住宅の所有者又は管理者から転倒・落下防止器具の取付けについての承諾を 得なければならない。

(サービスの実施等)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、事業者に連絡し、事業者は、転倒・落下防止器具の取付作業を行う者(以下「作業員」という。)を派遣し、サービスを実施するものとする。ただし、サービスの全部又は一部の実施が不可能なときは、市長は、焼津市家具等転倒・落下防止器具(一部)取付不承認決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 作業員は、前項の規定によりサービスを実施するときは、焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス作業員証(第3号様式)を携行し、関係人に 提示しなければならない。

(報告)

第7条 作業員は、サービスの実施を完了したときは、焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス完了報告書(第4号様式)を、令和6年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(転倒・落下防止器具の取外し)

第8条 転倒・落下防止器具を取り外す場合の費用は、設置者の自己負担とする。

(免責)

第9条 市長並びに事業者及び作業員は、この要綱により転倒・落下防止器具を取り付けた家具等が何らかの原因で転倒する等により発生した事故について、賠償の責任を負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度の予算に係るサービスに適用する。

## 第1号様式(第5条関係)

焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス利用申請書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所 申請者 氏名 (署名) ( )

電話

令和5年度焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱に基 づき、家具等の転倒・落下防止器具の取付サービスを受けたいので、次のとお り申請します。なお、本申請に当たり木造住宅耐震補強助成事業の助成の状況 並びに私及び私の世帯員の住民基本台帳について調査されることについて同意 します。

転倒・落下防止器具を取り付ける家具等 (該当するものを○印で 囲み、その数量を記入してください。)		<ul> <li>食器棚 組</li> <li>仏壇 組</li> <li>冷蔵庫 組</li> <li>合計 組</li> </ul>		
住宅の区分・構造 (該当するものを○印で 囲んでください。)	区分 持ち家 ・ 借家 ・ アパート ・ 公営住宅 構造 木造・軽量/重量鉄骨・その他			
所有者又は管理者の承諾 (転倒・落下防止器具を 取り付ける住宅の所有者 又は管理者が申請者と異 なる場合のみ記入してく ださい。)		する住宅に、家具等の転倒・ 付けることを承諾します。 日 <sup>®</sup>		

備考 転倒・落下防止器具の取付けに要する費用のうち1組につき7,000円を超 える部分は、自己負担となります。

## 第2号様式(第6条関係)

焼津市家具等転倒・落下防止器具 (一部) 取付不承認決定通知書

年 月 日

様

## 焼津市長

年 月 日付けで申請のありました焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービスの利用について、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	1 一部取付不承認			全部取付不承認
不承認対象家具				
不承認理由				
	確認日	年	月	日
確認作業員		作業員氏名	<b>7</b>	

焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス作業員証

氏 名

上記の者は、令和5年度焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱に基づき、家具等に転倒・落下防止器具の取付作業を行う者であることを証明する。

写

真

 年
 月
 日交付

 焼津市長
 ⑩

## 第4号様式(第7条関係)

焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス完了報告書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所 作業員 氏名 電話

令和5年度焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱に基づき、家具等の転倒・落下防止器具の取付作業を完了したので報告します。

20、水光寸少科的	福工例正都共の取引日本と記すしたので報告します。
完了年月日	年 月 日
	焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業で 転倒・落下防止器具を取り付けた家具等の名称及び数量 を記入してください。
	タンス     組     ・食器棚     組     ・書     棚     組       仏 壇     組 <td・テレビ< td="">     組     ・冷蔵庫     組       その他 (     組)</td・テレビ<>
固定した家具等の名	合計組
称及び数量	申請者の自己負担により転倒・落下防止器具を取り付けた家具等がある場合は、その名称及び数量を記入してください。
	タンス 組・食器棚 組・書棚 組
	仏 壇 <u>組</u> ・テレビ <u>組</u> ・冷蔵庫 <u>組</u> その他 ( 組)
	( 料)
	合計組
	上記のとおり家具等の転倒・落下防止器具の取付作業 の完了を確認しました。
申請者確認欄	年 月 日
	申請者 住所 氏名